

守谷市告示第49号

守谷市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

守谷市長 松丸修久

守谷市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内において、危険ブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「危険ブロック塀等」とは、倒壊の危険性があり、かつ、倒壊によって避難路（市内全ての公共道路をいう。以下同じ。）、緊急輸送道路（守谷市地域防災計画に定める緊急輸送道路をいう。以下同じ。）及び通学路を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める補強コンクリートブロック造又は組積造の塀をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす危険ブロック塀等を撤去する事業とする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 避難路、緊急輸送道路及び通学路の道路面からの高さが60センチメートルを超えるものであること。
- (3) 販売を目的として設置されているもの又は販売を目的とする土地に存するものでないこと。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第7項に規定する命令の対象となっていないこと。
- (5) 既に補助金の交付が決定された危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。

2 補助事業は、次に掲げる全ての要件に該当する者が施工しなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に規定する解体工事業者であること。

(2) 市内に本店、支店若しくは営業所を有する者又は市長が特に認める者であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、危険ブロック塀等の所有者又は共有者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険ブロック塀等の撤去に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額又は撤去した危険ブロック塀等の延長に1メートル当たり1万7,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に、3分の2を乗じて得た額とし、20万円を限度額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 危険ブロック塀等を複数の者で所有しているときは、申請者は、他の共有者に前項の規定による申請の同意を得なければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適當と認めるときは、危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更するとき。

(2) 補助事業を中止又は廃止するとき。

2 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長が定める期日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第7号）により市長に補助金を請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 事業中止の承認を受けたとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。